

第3回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年3月29日(木)
 ところ 熊本市役所 14階大ホール

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「財産及び債務の取扱い」について会長へ報告があり、協議会へ提案が行われました。また「合併市町村基本計画」の一般的な目次構成などについて協議会へ報告が行われました。



議案事項

▼平成18年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算

合併市町村基本計画策定業務に係る経費4,515千円を平成19年度へ繰越しました。

▼平成19年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画

協議会、専門部会、幹事会及び作業部会の開催や協議会だよりの発行、ホームページの管理運営などの計画を定めました。

▼平成19年度熊本市・富合町合併協議会の予算

協議会予算として、歳入歳出それぞれ20,185千円と定めました。

承認された項目

▼協議第20号 慣行の取扱い
 ○新市の草、木、花等について熊本市の制度に統一することで承認されました。

花	木	草	
 肥後ツバキ	 イチョウ	 「<」の字を図案化したもの	熊本市
 キク	 モクセイ	 「と」を図案化したもの	富合町

▼協議第27号 消防防災の取扱い(その1)

●災害備蓄
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象としました。

して、事業を継続することが承認されました。

▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その1)

●女性健康診査
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その1)

●熊本市優待証
 ※熊本市内の高齢者、障害者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう熊本市の公共施設の入場料や熊本市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付しています。

▼協議第33号 環境対策事業の取扱い(その1)

●環境保全(エコライフ)に関すること
 ●水資源
 ●新世紀漱石の森づくり事業
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その1)

●農業地域交流促進事業
 ●農業地域活性化支援事業
 ●地産地消の推進事業
 ●経営体育成支援事業
 ●農業・農村男女共同参画経費
 ●(特)農業金融支援事業
 ●農用地有効利用促進助成経費
 ●市民と農業のふれあい促進事業
 ●生産体制強化施設整備事業
 ●流通施設整備事業
 ●畜産施設整備事業
 ●流通対策事業
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その1)

●新規創業支援事業
 ●新産業分野支援事業
 ●雇用対策事業
 ●職業技能向上支援事業
 ●商店街振興事業
 ●工業活性化支援事業
 ●中小企業人材育成支援事業
 ●観光イベント関連事業
 ●物産振興事業
 ●工芸振興事業
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い(その1)

●就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)
 ●青少年国際・国内交流事業
 ●青少年活動支援事業